

由利本荘市林業労働衛生保護具整備事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日
改正 令和4年3月31日
改正 令和5年2月21日
改正 令和7年3月25日
改正 令和8年3月31日
改正 令和8年6月30日

（目的）

第1条 この要綱は、林業従事者の就労環境の改善、労働災害の防止及び担い手の確保を図るため、労働安全に資する装備等の購入する場合に必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、当該年度に由利本荘市内の森林整備を実施した林業事業体等で、由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する林業事業体等とし、市長が認めた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。

（1）国・県または財団法人等から同一目的の補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、前条に規定する者が実施する次の各号に掲げるものとする。

（1）次の表に掲げる物件の購入

対象物件	内容	対象基準
林業用ヘルメット	バイザー・イヤマフ・アゴ紐がセットになったもの	厚生労働省が定める、飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品。
林業用ジャケット	林業向け	高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの。
防護ズボン	チェンソー作業時に着用	欧州の安全認証（EN381-5）の

		Class1 または Class1 準 扱 以上。
防護ブーツ	チェーンソー作業時に着用	欧州の安全認証 (EN381-5) の Class1 または Class1 準 扱 以上。
ウェザースーツ	防湿防水機能を備えたもの	
防護チャップス	チェーンソー作業時に着用	欧州の安全認証 (EN381-5) の Class1 または Class1 準 扱 以上。
林業用手袋	林業向け	振動軽減機能や耐切創機能 等の付加機能を備えたもの。
安全靴、安全長靴、 安全地下足袋	チェーンソー作業時以外に使用	安全靴はJIS規格S種または JSAA規格を取得しているもの。 長靴や地下足袋は、先芯 入りスパイク付きのもの。
空調服	熱中症防止のためのファン 付きジャケット	バッテリー等付属品のみの 購入は不可。
野生鳥獣被害防止 対策用品	クマ等の野生鳥獣による被害 や遭遇を防止するための 装備、携行品及び消耗品	クマ鈴、クマスプレー、ホイ ッスル、忌避剤、音響威嚇器具 (爆竹等)、その他これら に類するもので、就労環境の 安全確保に資するもの。

(2) 女性の就労環境向上に資する物件の購入又はレンタル

(3) 特に市長が認める物件の購入

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に掲げる物件の購入にかかる経費とし、税（消費税及び地方消費税をいう。）は含まないものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助限度額は、各物件とも雇用者数を上限とするとともに原則として、1林業事業体あたり25万円を上限とする。ただし、新規採用者については別枠とし、1人あたり25万

円を上限に、女性の就労環境向上に資する物件についても別枠とし、1 林業事業体あたり 50 万円を上限とする。また、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第 6 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第 7 条 補助事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。